

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本港湾労働組合九州地方本部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和元年 6 月 25 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

夏季一時金

令和元年 6 月 20 日

厚生労働大臣 根本 匠

別 記

博多港運株式会社、博多海陸運送株式会社（以上、福岡）、株式会社九商コーポレーション、九商産業株式会社、株式会社小値賀共運組（以上、長崎）、中川運輸株式会社、鹿児島海陸運送株式会社、株式会社共進組、第一海運株式会社、鹿商海運株式会社（以上、鹿児島）